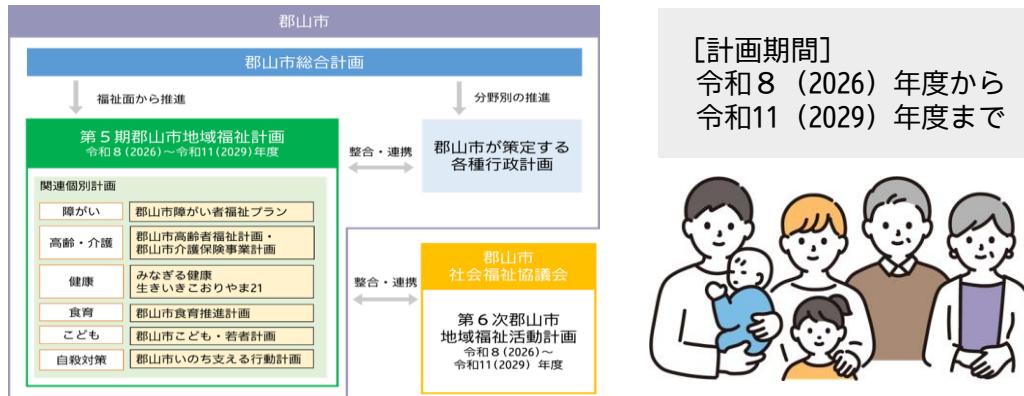


第5期郡山市地域福祉計画の策定について

保健福祉部
保健福祉総務課

1 計画の位置づけ

- 地域福祉計画とは、社会福祉法第107条により、市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。
- 本市の最上位計画である「郡山市総合計画」の保健福祉に関する分野の部門別計画であると同時に、保健福祉分野における各個別計画の上位計画として定めています。



2 主な改定のポイント



「重層的支援体制整備事業実施計画」の一体的策定

複雑化・複合化する課題解決の支援強化を図るために、事業の提供体制等を定める重層的支援体制整備計画を新たに策定しました。「地域福祉計画」と一體的に策定することで、計画内容に連動性及び整合性を持たせています。

また、前期計画に引き続き「成年後見制度利用促進基本計画」も盛り込んでいます。



社会情勢の変化を踏まえた新たな視点の反映

重層的支援体制

孤独・孤立支援

ヤングケアラー支援

外国人支援

3 策定スケジュール

～令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月
7月：第1回府内検討会					
8月：第1回策定委員会					
10月：第2回府内検討会					
11月：第2回策定委員会					
	12/15～12/25 第3回府内検討会 (案)	1/9～2/9 パブコメ 1/13～1/26予定 第3回策定委員会 (案)	2/20～3/2予定 第4回府内検討会 (最終案)	3/10予定 第4回策定委員会 (最終案)	公表 印刷製本

4 基本理念及び計画の体系

すべての世代がつながり、支えあい、
誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山

基本目標Ⅰ

誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

基本目標Ⅱ

誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

基本目標Ⅲ

誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

施策の展開

拡充

【基本目標Ⅰ】
誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

（1）地域での支えあい、助けあい活動の推進

孤独・孤立支援

（2）地域における見守り支援体制の整備

孤独・孤立支援
外国人支援

（3）地域福祉の担い手の育成

【基本目標Ⅱ】
誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

（1）分野横断的な相談窓口の充実

重層的支援
孤独・孤立支援

（2）課題解決に向けたネットワークの構築

重層的支援

（3）必要な情報を届ける情報発信の充実

外国人支援

【基本目標Ⅲ】
誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

（1）生涯を通じた健康づくりの推進

ヤングケアラー支援

（2）こどもと子育て世代にやさしい環境整備

ヤングケアラー支援

（3）保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

横断的取組

孤独・孤立対策

権利擁護
虐待防止

セーフ
コミュニティ
推進

非常事態時
支援体制充実

SDGs
の推進

DXの推進

重層的支援
体制の充実